

2020年8月6日

神奈川県知事
黒岩 祐治 様

日本共産党神奈川県委員会
委員長 田母神 悟
日本共産党神奈川県議会議員団
団 長 井坂 新哉

新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大にあたっての 緊急申し入れ（第8次）

貴職に於かれましては、日頃より県政を推進されていることに、心から敬意を表します。

さて、8月4日の新規感染確認数は全国で42,167人に達し、神奈川県では、東京、大阪、愛知に次いで、前日比41人増の89人になりました。

コロナ危機に対し神奈川県として一定の対策や財政措置を講じて来られましたが、再び感染が拡大するにあたり、また、これからは台風シーズンの到来による複合的な被害も想定されることから、県民の不安は増大しています。

この間、当議員団にはコロナ危機や災害等に関する様々な相談や要望が寄せられており、緊急性が高いと思われる要望も多数あります。こうした状況を踏まえ、一昨日に続いてあらためて要望させていただくものです。

貴職が県民の苦難にさらに寄り添い、以下の事項の実現に向けてご尽力くださいますよう、心からお願い申し上げます。

記

（1）医療機関に関わる要望

- 1) 第2波以降の感染拡大に備え、医療用のマスク、防護服、グローブ、消毒用アルコールなど、感染防護資材の医療機関への安定的供給措置を講じること。
- 2) 保険調剤薬局では、新型コロナウイルス感染の影響で処方箋取り扱いの減少などにより前年度比で収益が大幅に減少しており、このままでは資金繰りが立ちいかなくなる保険調剤薬局が生まれかねない状況である。
保険調剤薬局への財政支援を国に要望するとともに、県独自の財政支援をすること。

(2) 慰労金に関わる要望

- 1) 国は医療従事者や介護・障がい者施設等の従事者に慰労金を支給してきたが、保育園や学童保育、保険調剤薬局は対象外とされた。

保育園や学童保育は、介護・障がい者施設と同様に自粛中においても要請を受けて開設した。

保育士や学童保育の指導員は子どもと密に関わる仕事であり、感染が拡大し始めた2月以降、現在に至るまで、心身ともに厳しい労働環境に置かれている。また、保険調剤薬局も、医療機関と同様の影響を受けている。

こうした状況から、慰労金の支給対象に保育園や学童保育の職員および調剤薬局の従事者を追加すること。

(3) 学校に関わる要望

- 1) 前回の休校措置の際に、障がい児においては普段の生活リズムと違った生活が続くことにより、混乱するケースが見られた。

このため、今後特別支援学校等の休校措置が取られる場合には、こうした子どもへの配慮から、必要な場合には学校の開校継続や自主通学を認めるなど、特段の配慮を行うこと。

- 2) 特別支援学校の通学の際に、感染予防対策を取るとともに、希望者全員がスクールバスに乗車できるよう体制を取ること。
- 3) 休校措置に伴い、従来以上にニーズが高まる放課後児童クラブ、放課後デイサービス等においては、密集を回避し感染を防ぐ目的から、一定スペースを確保するため、学校の教室や図書室、体育館などの活用を可能にするなど、市町村教育委員会や各学校と連携を取り、支援を行うこと。

(4) 障がい児・者や高齢者に関わる要望

- 1) 医療的ケアを必要とする障がい児等が感染した場合は、小児コロナネットワークのケアを基本としつつも、厚労省通知や保護者の希望を踏まえ、保護者の付添も可能とすること。
- 2) 視覚障がい者や肢体障がい者の同行支援は、接近しなければ成り立たない。同行支援の安全確保に向けたガイドラインを示すこと。
- 3) 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の対応や、どうすればPCR検査が受けられるかについて、障がい者やその家族に詳しく周知すること。
- 4) 新型コロナウイルス感染症や被災時等の様々な支援策に関し、障がい者や高齢者は申請に大変苦慮している。市町村とも連携し、相談や代筆など、障がい者や高齢者の申請に関する温かい配慮を行うこと。

(5) 避難所や避難支援に関わる要望

- 1) 秋の台風シーズンにおいて、水害や土砂崩れ等の災害が想定される。災害避難所を設置する際は、コロナ等の感染予防に配慮した避難所とすること。
また、災害時の障がい者等の円滑な避難を可能とするため、避難所のバリ

アフリー化を図るよう市町村に働きかけ、県としても必要な支援を行うこと。

(6) 建設工事に関わる要望

- 1) 県発注工事において、新型コロナウイルス感染症拡大によって工事の一時中断が発生した場合には、必要な労務費や経費を支払うこと。
また、発注者・元請・下請間において、工事中断に伴う工期・工程の延長、請負代金の追加変更や補償等について、書面による契約変更が確実に行われるよう対策を講じること。
民間工事に於いても、同様の対策が取られるよう働き掛けること。
- 2) すべての建設現場において「建設現場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を徹底するよう、事業者に働きかけること。

(7) 事業者に関わる要望

- 1) 県発注の委託事業について、緊急事態宣言を受けた県有施設等の休館やイベントの中止などの影響で、契約していた委託業務が履行できなかったことによって、運営に支障を来すケースがあった。
委託業務の標準契約書では、発注者と受注者が協議して決定することが可能とされている。
この趣旨を踏まえ、受託事業者と丁寧に協議することを各事業所管課に周知すること。
- 2) 支援が必要な全ての事業者に一刻も早く支援を届け、廃業や倒産を招かないため、業種を問わず前年同月比で売上が減少している事業者やフリーランスを対象に、月単位で固定費を補てんする制度を創設すること。
- 3) 新型コロナウイルス感染症の影響により受注環境が悪化している建設業者や一人親方等を対象に、支援制度を創設すること。
また、こうした事業者への支援策として、リモートワークのための自宅改修工事を助成するなど、「新しい生活様式」の実現に資するリフォーム工事への助成制度を創設すること。
- 4) 欧州などでは新型コロナウイルス感染症で冷え込んだ消費を回復させる目的で、日本の消費税に当たる付加価値税を減税する動きが広がっている。
緊急に消費税率の引き下げを国に要請すること。

(8) 国民健康保険に関わる要望

- 1) 市町村国保においては傷病手当金の制度はなかったが、今回のコロナ危機を契機に傷病手当金が支給されるようになった。しかし、事業主やフリーランスは対象外とされているため、県として事業主やフリーランスも支給対象とするよう取り組むこと。
- 2) 国保加入の事業者やフリーランスに対し、保険料（税）の減免制度や「納税の猶予」などの納税緩和措置を周知し、市町村とも連携して手続きを支援すること。

以上